

作業部会の設置について（案）

平成 28 年 月 日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の
 整備に関するワーキングチーム決定

（作業部会の構成）

- 1 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）に、以下の作業部会を置く。

	作業部会名	検討課題
①	著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会	(1) 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等について (2) その他

（作業部会員の構成）

- 2 (1) 作業部会に、部会長を置き、ワーキングチームのチーム員のうちから、ワーキングチームの座長が指名する。
 (2) 作業部会員は、ワーキングチーム員のうちから座長が指名した者及びその他の者であって座長と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成される。

（検討方法）

- 3 作業部会は、作業の比重が少なくないこと、及びその検討結果が、原則として公開が予定されているワーキングチームにおける審議に付されることにかんがみ、必ずしも会議の開催という検討方法に限定せず、メーリングリストの活用等による機動的な検討ができるものとする。会議を開催する場合であっても、原則として、会議は非公開とするが、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。